

玉津公民館だより 6月号

〒793-0001 西条市玉津 238 番地 1
☎ (0897) 56-5191 FAX (0897) 53-9013
eメール tamatsu-k@saijo-city.jp

玉津校区の人口（R2.4月末現在）前月度比
男 4,644 人（+14人）
女 4,075 人（+5人）
計 8,719 人（+19人）
世帯数 4,120 戸（+21戸）



6月のおもな行事予定

日	曜	時間	行事内容
5	金	10:00~ 13:30~ 19:30~	玉津井戸端サロン 親友会定例役員会 連合自治会定例会
8	月	15:00~	防犯校区内巡視（当番：船屋）
12	金	19:00~	民生児童委員定例会
16	火	13:30~	日赤募金説明会 & 婦人会費・社協費 集金日
17	水	19:30~	連合自治会役員会
24	水	19:30~	玉津公民館協力委員会
26	金	19:30~	社協役員会

* 6月の休館日 *

1・8・15・22・29 日(月)

* 6月の臨時休館日 *

7・14・21・28 日(日)

7月はじめの行事予定

3日(金) 玉津井戸端サロン
3日(金) 連合自治会定例会
6日(月) 親友会定例役員会
13日(月) 防犯校区内巡視（当番：玉団）



特別定額給付金の申請をお忘れなく!!

特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症対策として、国が国民に一律10万円を給付するものです。この給付金の申請書につきましては、5月18日(月曜日)から郵送分の受付を開始しています。

申請の締め切りは、8月18日(火曜日)（当日消印有効）
です。お忘れのないようにご申請ください。

※ 締め切りまでに申請がなければ、給付金を受け取ることができません。

◎ ご不明な点は、お問い合わせください。

【お問合せ先】

西条市庁舎本館2階 新型コロナ経済対策支援室

代表：0897-56-5151（内線 5881・5882・5883・5802）

直通：0897-52-1367

期間：5月25日（月）から当分の間

公民館・図書館・社会教育施設をご利用の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり実施いたします。

- 1 利用の際は下記の条件を順守してください。
 - (1) 来館者には事前の検温をお願いするとともに、以下に該当する方は利用できません。
 - ①来館前の検温で **37.5 度以上の発熱**があった（平熱比1度超過）
 - ②**息苦しさ・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状**がある
 - ③過去**2週間以内**に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある
 - (2) 来館者には、氏名・住所・緊急連絡先、健康状態等の記入を求めます。
また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを了解願います。
 - (3) 利用は原則、西条市民（市内通学・通勤を含む）とします。（観光施設等は除く）
 - (4) 咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒の徹底をお願いします。
 - (5) 3密を回避するため、定期的な換気の実施、人と人との距離を保つため利用場所に依じた人数制限を行います。大きな声を発声するコーラスや演劇などは利用できません。
 - (6) 施設内での飲食（個人での水分補給を除く）及び調理室の利用はできません。

2 予約キャンセルについて

感染予防のための予約キャンセルは、使用料を還付します。

令和2年5月21日
西条市教育委員会

学校開放体育施設をご利用の皆さまへ

期限：当面

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、当分の間、感染予防策の実施にご協力ください。

1. 利用について

- ・施設内の利用者で感染者が確認された場合、追跡調査を行うため、同日時に利用されていた方を対象に全員へ保健所等より **個別にご連絡**をする場合がありますので、各団体は、**必ず利用日ごとの利用者名簿を作成して保管**しておいてください。名簿の提出を求める場合があります。
- ・**密閉空間・密集場所・密接場面（3密）**が同時に重ならないようにすること。
- ・**発熱**等の症状が認められる場合は利用を控えること。
- ・過去**2週間以内**に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問がある方は利用を控えてください。
- ・**原則、大会（練習試合含む）は当面禁止**します。

2. 小中学生の利用について(上記に加える)

- ・利用時間は準備片付けを含めて**2時間以内**としてください。
- ・指導者及び保護者は、検温の結果を確認して、3密にならないよう指導内容を工夫してください。

3. 高齢者又は基礎疾患のある方の利用について

- ・感染すると重症化しやすいため、特にご注意ください。

4. 施設内換気のご協力について

- ・小まめ（1時間に10分程度）に施設内の換気をお願いします。

5. 予約キャンセルについて

- ・感染予防のための予約のキャンセルは還付いたします。
※公民館にて還付の手続きをお願いします。

※この取り扱いについては状況により変更する場合があります。

ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。



令和2年5月22日
西条市